

## 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校の教育の基礎の上に、より豊かな人間性を涵養するとともに、社会と文化並びに幼児教育について、深く専門の学芸を教授研究し、教養豊かな女性を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本学はその教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価に努める。

(名称)

第2条 本学は奈良学園大学奈良文化女子短期大学部と称す。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を越えて在学することはできない。

3 第33条1項に定める長期履修学生に関して、修業年限は3年とし在学年限は6年とする。

(学科及び学生定員)

第4条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

幼児教育学科 入学定員 0名 収容定員 100名

(学科の目的)

第4条の2 前条に規定する学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

幼児教育学科は、幼児教育及び保育に携わる者として必要な豊かな人間性を育み、さらに高度な専門的知識及び技術を身に付けさせるための教育研究を行い、子育て支援に資する人材を育成することを目的とする。

## 第2章 教育課程、履修方法及び課程修了の認定

(教育課程)

第5条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(単位)

第6条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 学生は2年以上在学し、教養科目16単位以上、専門科目48単位以上、合計64単位以上を履修しなければならない。

(免許及び資格の取得)

第7条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条第2項に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を履修しなければならない。

本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許状

2 保育士資格を得ようとする者は、前条第2項の規定のほか、児童福祉法施行規則第39条の2第

1 項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位（平成13年厚生労働省告示第198号）を修得しなければならない。

（単位の修得等）

第8条 各授業科目を履修した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、試験、論文その他によるものとし、その方法については、各授業科目担当者が定める。

3 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

（単位の互換等）

第9条 学長は教育上有益と認められるときは、学生に他の大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は前項の規定により学生が履修した単位のうち30単位を限度として、教授会の議を経て卒業要件単位として認めることができる。

3 学長は教育上有益と認められるときは、他の大学等を卒業又退学した者で本学の第1学年次に入学した者が、当該大学等において履修した単位のうち30単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

（卒業の認定）

第10条 本学に2年（長期履修学生は3年）以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより卒業証書・学位記（短期大学士）を授与する。

### 第3章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第12条 休業日は次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 11月1日

夏 期 休 業 7月21日から8月31日まで

冬 期 休 業 12月24日から翌年1月9日まで

春 期 休 業 3月21日から4月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を変更し又は臨時に休業日を設けることができる。また、必要ある際は前項の休業中にも授業を行うことができる。

### 第4章 入学、退学、休学等

（入学の時期）

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第14条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、本学の実施する入学者選考試験に

合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者（転入学）

第15条 本学に転入学を志望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（入学出願の手続き）

第16条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類を検定料とともに提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学に関する手続き）

第18条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に指定の入学金その他の学納金及び指定する書類を提出しなければならない。

2 入学に必要な手続きを指定の期間内に行わなかった場合は入学の許可を取り消すことがある。

（保証人）

第19条 入学を許可された者は、保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について、責任をもつものとする。

3 保証人は原則として父母又は成年の親族とする。

（退学）

第20条 退学しようとする者は、その理由を記載し、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（休学）

第21条 病気その他やむを得ない理由により3月以上修学することができない者は、保証人連署の上、学長に休学を願い出て許可を得なければならない。

2 休学の期間は、通算して2年を越えることができない。

3 休学した期間は、第3条の在学年数には算入しない。

（復学）

第22条 休学期間満了のとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（除籍）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条に規定する在学年数を越えると認められる者

- (2) 第21条に規定する休学期間を越えると認められる者
  - (3) 死亡又は3月以上所在不明の者
  - (4) 授業料の納付を怠り、督促をうけてもなお納付しない者
- 2 前項第4号の理由により除籍された者が復籍を願い出たときは選考の上許可することができる。

## 第5章 授業料、入学検定料、入学金等

(授業料等の金額)

第24条 学科別授業料等納付金は次表のとおりとし、授業料等は2期に分けて毎学期の始から10日以内にその期分を納めるものとする。ただし、一時に1年分を納めることもできる。

学科名	入学金	授業料	教育充実費
幼児教育学科	100,000円	(年額)750,000円	(年額)300,000円

2 長期履修学生は別に定める。

(入学検定料)

第25条 入学検定料は、30,000円とする。

(退学等の場合の授業料等)

第26条 学生が退学し若しくは除籍された場合にあっても、当該学期の授業料等を納入しなければならない。ただし、第23条第4号の理由により除籍された者は、この限りでない。

2 長期履修学生は別に定める。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第27条 休学した者については、当該期の授業料等を免除する。ただし、学期の中途において休学した者は当該期の授業料等を納入しなければならない。

2 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を月割計算した額を復学した月の末日までに納入しなければならない。

3 長期履修学生は別に定める。

(授業料等納付金の不返還)

第28条 既に納めた授業料その他の納付金は返付しない。

## 第6章 賞 罰 等

(表彰)

第29条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

(懲戒)

第30条 本学の規則に違反し又は本学の学生としての本分に反する行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第7章 教職員組織及び教授会

### (教職員)

第31条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長、学監、講師その他必要な職員を置くことができる。

### (教授会)

第32条 本学に教授会を置く。教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

2 教授会は必要に応じ学長がこれを招集し、その議長となる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学生の賞罰に関する事項

(4) 教育課程に関する事項

(5) 教授会規則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項

(6) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

## 第8章 長期履修学生

### (長期履修学生)

第33条 学生が職業を有している等の事情により、第3条1項に定める修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第9章 科目等履修生及び特別聴講学生

### (科目等履修生)

第34条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第8条を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

### (特別聴講学生)

第35条 他の大学との協議に基づき、当該大学に在学中の者を特別聴講学生として在学を許可することがある。

2 特別聴講学生には、本学則第8条を準用して単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第10章 図書館、寄宿舍及び研究所

### (図書館)

第36条 本学に図書館を置く。図書館に関する細則は別に定める。

### (寄宿舍)

第37条 本学に寄宿舍を置く。寄宿舍に関する細則は別に定める。

(研究所)

第38条 本学に必要な研究所を置くことができる。研究所に関する細則は別に定める。

(改廃)

第39条 本学則の改廃は、学長の承認を得、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日より施行する。

この学則は、昭和41年4月1日より施行する。

この学則は、昭和42年4月1日より施行する。

この学則は、昭和43年4月1日より施行する。

この学則は、昭和44年4月1日より施行する。

この学則は、昭和45年4月1日より施行する。

この学則は、昭和46年4月1日より施行する。

この学則は、昭和47年4月1日より施行する。

この学則は、昭和48年4月1日より施行する。

この学則は、昭和49年4月1日より施行する。

この学則は、昭和50年4月1日より施行する。

この学則は、昭和51年4月1日より施行する。

この学則は、昭和52年4月1日より施行する。

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教養学科	150名	250名	150名	300名	100名	250名

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年度入学者で、改正前の規定により校費の全部又は一部を納入した者は、改正後の規定による教育充実費の全部又は一部を納入したものと見なす。

## 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教養学科	200名	350名	200名	400名	100名	300名

## 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生から適用する。

## 附 則

平成8年11月19日文部大臣認可のこの学則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学生から適用する。

## 附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教養学科	150名	350名	150名	300名	50名	200名

## 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学生から適用する。

## 附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度は次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度	
	入学定員	収容定員
教養学科	100名	250名

## 附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学生から適用する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成13年度の学生定員は次のとおりとする。

学科	年度	平成13年度	
		入学定員	収容定員
教 養 学 科		50名	150名
幼児教育学科第一部		100名	250名
食 物 栄 養 学 科		60名	210名
音 楽 学 科		40名	90名

## 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。ただし、第37条はこの限りでない。

## 附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。



附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

## 幼児教育学科

授 業 科 目	単位数		備考	授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
<b>教養科目</b>				保育表現技術(身体表現)		1	
哲 学		2		保育表現技術(造形表現)		1	
歴 史		2		保育表現技術(言語表現)		1	
美術概論		2		手話		1	
文 学		2		保育者論	2		
日本国憲法		2		社会福祉		2	
くらしと経済		2		相談援助		1	
心理学		2		児童家庭福祉	2		
環境論		2		教育学概論	2		
生命の自然誌		2		保育原理	2		
健康論		2		社会的養護		2	
情報リテラシー		1		社会的養護内容		1	
情報リテラシーⅡ		1		特別支援保育		2	
PCスキル演習A		1		保育実習		4	
PCスキル演習B		1		保育実習指導		2	
奈良文化論		2		保育実習Ⅱ		2	
人権論		2		保育実習指導Ⅱ		1	
ソーシャルスキル演習		1		保育方法論		2	
ソーシャルスキル演習Ⅱ		1		教育制度論		2	
食生活論		2		保育相談支援(含加療リテラシー)		1	
音楽と文化		2		幼稚園実習(含事前事後指導)		5	
英語(基礎)		1		保育の心理学	2		
英語Ⅱ(応用)		1		保育の心理学Ⅱ	1		
英語Ⅲ(E コミュA)		1		乳幼児心理学		1	
英語Ⅳ(E コミュB)		1		教育心理学	2		
健康とスポーツ(概論)		1		子どもの保健		4	
健康とスポーツ(実技)		1		子どもの保健Ⅱ		1	
自然コミュニケーション演習		1		子どもの食と栄養		2	
キャリアデザイン演習		1		家庭支援論		2	
キャリアデザイン演習Ⅱ		1		教育課程総論		2	
キャリアデザイン演習Ⅲ		1		保育内容総論		1	
<b>専門科目</b>				保育内容演習(健康)		1	
国語表現法		2		保育内容演習(人間関係)		1	
数学の基礎		2		保育内容演習(環境)		1	
音楽の基礎(理論・ピアノ実技基礎)		2		保育内容演習(言葉)		1	
音楽の基礎(リズム合奏・ピアノ実技応用)		2		保育内容演習(表現)		1	
音楽の基礎(子どもの歌)		1		乳児保育		2	
造形の基礎		1		在宅保育		2	
造形の基礎Ⅱ		1		病児保育		2	
体育の基礎		1		絵本・お話の世界		1	
体育の基礎Ⅱ		1		教職実践演習(幼稚園)		2	
保育表現技術(音楽表現)		1		子ども学ゼミ		2	